平成２７年（フ）第３９５３号
東京都府中市若松町３丁目２―18―403
債務者　山本　貴之
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５４号
神奈川県横浜市港北区高田東１丁目５―10―101
債務者　上原由紀乃
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５５号
東京都大田区羽田２丁目１―14―103
債務者　山口　和信
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５６号
千葉県船橋市海神１丁目５―21―105
債務者　鈴木　厚子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５７号
東京都豊島区長崎５丁目４－１―707
債務者　大鳥久美子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９５８号
埼玉県羽生市大字羽生759―１―101
債務者　渡辺　光昭
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９６３号
東京都足立区青井２丁目９―16
債務者　山本　雅美
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９７５号
埼玉県越谷市蒲生愛宕町10―４―311
債務者　佐藤　　念
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９７７号
千葉県千葉市美浜区幸町２―13―17―206、住民票上の住所千葉県千葉市中央区新千葉３丁目７―23―103
債務者　斉藤　喜万
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９８２号
千葉県松戸市中根115―６―４―1205
債務者　廣橋　浩司
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９８３号
神奈川県川崎市高津区末長１丁目22―３―101
債務者　井上圭之輔（旧姓豊原）
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３９９３号
茨城県古河市中央町２丁目１―６―502
債務者　柳沼佳世子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１１号
東京都大田区東矢口２丁目７―22―102
債務者　三浦亜希子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１２号
東京都大田区雪谷大塚町３―７―201
債務者　伊藤　恵子
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４０１４号
東京都渋谷区恵比寿南２丁目12―４―206
債務者　森本小百合
1　決定年月日時　平成27年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月30日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部